

江南市防犯カメラ設置費 補助金について



防犯カメラ 作動中



《お問い合わせ・お申し込み先》

江南市役所 防災安全課 交通防犯グループ
〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地
電話 0587-54-1111
メールアドレス : anzen@city.konan.lg.jp

江南市防犯カメラ設置費補助金について（概要）

犯罪の発生の抑制を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、防犯カメラを設置する町内会、自治会、区等（以下「町内会等」という。）に対し、その設置費用を補助します。

○補助対象となるカメラ

街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、主に道路を中心に写すよう固定して設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有する機器を備えたものとします。

○補助対象者等

1. 防犯カメラを設置する町内会等とし、次に掲げるすべての要件を満たしていること。
 - (1) 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に適合した防犯カメラの運用要領を策定していること。
 - (2) 防犯カメラの設置に関する町内会等の同意があり、撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。

※道路上に設置する場合は、当該道路の占用許可及び使用許可を受ける必要があります。

2. 補助金の交付申請及び請求は町内会等の長が行う。

○補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、防犯カメラ及び表示板の購入、設置費用です。ただし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 防犯カメラの維持管理費用
- (2) 防犯カメラの設置に係る地代及び占用料
- (3) 防犯カメラの操作指導料
- (4) 既存設備の撤去費用
- (5) 市長が補助対象経費として不相当と認めるもの

○補助金の額等

補助金額は、申請年度ごとに、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）とし、20万円を限度とします。

○その他補助の要件

補助を受けて設置した防犯カメラは、原則5年間は撤去・移設できません。

○申請に必要な添付書類

- (1) 防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを証する総会の予算書等の写し
- (2) 住居等の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書の写し
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真

- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 防犯カメラの運用要領
- (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
- (7) 防犯カメラの設置等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等その仕様がわかる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

○申請期間

随時（ただし、当該年度内に完了すること。）

※予算の範囲内で実施するため、予算が無くなり次第、申請の受付を終了します。

○その他

防犯カメラは電柱又はNTT柱に設置することもできますが、中部電力やNTTへの申請が必要です。また、電気代とは別に使用料が必要になりますので、詳しくは以下へお尋ねください。

- ・ 中部電力 0120-929-580（中部電力パワーグリッド小牧営業所）
- ・ NTT 052-533-5955（NTTフィールドテクノ東海支店）

○防犯カメラ設置費補助金 手続きの流れ

1 補助金交付申請

所定の申請書に次の書類を添えて申請してください。

- (1) 防犯カメラの設置が町内会等の総意であることを証する総会の予算書等の写し
- (2) 住居等の全部又は一部が防犯カメラの撮影範囲に入る住民等の同意書の写し
- (3) 防犯カメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 防犯カメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 防犯カメラの運用要領
- (6) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
- (7) 防犯カメラの設置等に係る見積明細書の写し
- (8) 防犯カメラのカタログ等その仕様がわかる書類
- (9) その他（上記で提出が困難な場合は、その他の書類を提出していただく場合があります。）

※ (1)～(8)は所定の様式がありませんので、任意の様式で構いません。

※ (3)、(4)の位置図及び平面図は、地図に記載したものでも構いません。

※ 交付申請書：防災安全課窓口にて配付もしくは市ホームページからダウンロード

2 交付決定・工事開始

申請内容の審査等を行い、適当と判断された場合は補助金の交付決定を行いますので、交付決定後に申請内容に基づいて設置工事を開始してください。

3 完了報告・請求

補助事業の完了報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに所定の完了報告書に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 防犯カメラの設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 設置場所を借用する場合には、地権者の同意書や許可書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

4 補助金の交付

完了報告の内容について審査等を行い、交付決定の内容に適合する場合は、補助金確定通知書を送付するとともに、補助金を交付します。

防犯カメラ設置費補助金 手続きの流れ

